

令和 8 年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、令和 8 年度の地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により公表します。

令和 8 年 4 月 7 日現在

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・北区菅野の一部② ・北区御津高津の一部 ・北区建部町建部上の一部① ・南区阿津の一部① ・東区浦間の一部④ ・北区御津新庄の一部③ ・北区建部町建部上の一部② ・南区阿津の一部② 	令和 8 年 4 月 7 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> ・広江 1 丁目の一部 ・玉島柏島の一部 ・児島小川 7 丁目の一部 ・寿町の一部 	令和 8 年 4 月 7 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
玉野市	<ul style="list-style-type: none"> ・槌ヶ原の一部 	令和 8 年 4 月 7 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
高梁市	<ul style="list-style-type: none"> ・松山の一部（松山 G 地区） ・松山の一部（松山 H 地区） 	令和 8 年 4 月 7 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
新見市	<ul style="list-style-type: none"> ・神郷下神代の一部 ・哲多町成松の一部 ・新見の一部 ・大佐田治部の一部 ・哲西町矢田の一部 	令和 8 年 4 月 7 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
真庭市	<ul style="list-style-type: none"> ・小童谷の一部 ・蒜山下和の一部 ・西原の一部 ・美甘の一部 	令和 8 年 4 月 7 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

令和8年度地籍調査事業計画

令和8年4月7日現在

※令和7年度予算繰越地区

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
新見市	・新見の一部	令和8年4月7日から 令和9年3月31日まで
真庭市	・勝山の一部 ・西原の一部	令和8年4月7日から 令和9年3月31日まで